

松戸市ペット霊園等の設置に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ペット霊園等の設置が適正に行われるために必要な事項を規定することで、公衆衛生を確保し、良好な生活環境の保全及びペット霊園等の事業者並びに移動火葬車にて事業を営む者と近隣住民等との良好な関係の構築に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 人に飼養されている犬、猫その他の愛玩動物(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第1項に規定する獣畜を除く。)をいう。
- (2) ペット霊園等 ペットの墳墓、納骨堂若しくは火葬設備を有する施設(車両等移動可能なものに搭載した場合を除く)又はこれらを併せ有する施設をいう。
- (3) 移動火葬車 移動可能な車両等に火葬設備を搭載したものをいう。
- (4) 墳墓 ペットの焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (5) 納骨堂 ペットの焼骨を収蔵する施設をいう。
- (6) 近隣住民等 ペット霊園等を設置しようとする土地の境界線から、次に掲げる距離の範囲内にある土地若しくは建物の所有者及び居住者の他、病院、診療所、学校、及び社会福祉施設の管理者をいう。
 - ア 火葬設備を有するとき 土地の境界線から100メートルの範囲内
 - イ 火葬設備を有しないとき 土地の境界線から50メートルの範囲内
- (7) 工事 ペット霊園等の事業を営むにあたって必要な工事(簡易修繕を含む)の全部をいう。
- (8) 事業者 ペット霊園等を設置しようとする者又は設置した者をいう。
- (9) 施設の付加 ペット霊園等の新設・増設等をいう。

(設置基準)

第3条 事業者は、次に掲げる基準に適合するようにペット霊園等の設置をするものとする。

- (1) ペット霊園等を設置する場所は、周辺地域の公衆衛生及び生活環境を損ねることのない土地であること。
- (2) ペット霊園等内に、管理事務所、便所、ごみ集積設備、給水設備、排水設備、ペットの死骸を保管する設備(ペットの死骸を取り扱う施設に限る。)及び近隣の交通の支障とならないよう必要な駐車スペースを設けること。
- (3) ペット霊園等の境界内側に当該境界から墳墓が見えないように障壁又は密植した垣根等を設けること。

- (4) ペット霊園等の敷地内に適当な緑地を設けること。ただし、共同住宅等の一室を使用してペット霊園等を設置する場合を除く。
- (5) ペット霊園等内の通路は、アスファルト、コンクリート等で築造し、その幅員は、1.5メートル以上であること。ただし、共同住宅等の一室を使用してペット霊園等を設置する場合を除く。
- (6) 雨水及び汚水を適切に排水できること。
- (7) 納骨堂は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第7号に規定する耐火構造とし、納骨装置は、同条第9号に規定する不燃材料を用いること。
 - イ 出入口及び納骨装置は、鍵のかかる構造とすること。
- (8) 火葬設備は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 空気取入口及び煙突の先端部以外に火葬設備内に外気が接することなく、燃焼室内において発生するガスの温度が摂氏800度以上の状態でペットの死骸を火葬できるものであること。
 - イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
 - ウ 燃焼室内においてペットの死骸の火葬中に、燃焼室にペットの死骸を投入する場合には、空気と遮断された状態で、定量ずつペットの死骸を燃焼室に投入することができるものであること。
 - エ 燃焼室で火葬できるものは、ペットの死骸のほか、そのペットの供養に関するものであること。
 - オ 燃焼室内の燃焼ガスの温度を測定するための計器が設けられていること。
 - カ 燃焼ガスの温度を速やかに摂氏800度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。
 - キ 臭気対策としての二次燃焼室を設けること。
 - ク 火葬炉に係る排出ガス処理施設としてサイクロン若しくは洗浄集塵装置又はこれらの同等以上の機能を有する集じん装置があること。
 - ケ 排ガス測定のための採取口を設けること。
 - コ 建築物における開口部、排気設備の排気口又は煙突などは隣地に対して臭気その他衛生上支障を及ぼさない位置であること。
- (9) ペット霊園等を通学路に面して設置する場合においては、安全面について市長と十分な協議を行い、認められたものであること。

(事前協議)

- 第4条 事業者は、ペット霊園等の設置に係る法令上の手続を行おうとする日(以下「法令上の手続き」という。法令上の手続を要しない場合にあつては、当該設置の工事に着手しようとする日)の前に、当該ペット霊園等の設置に関する事業計画について、市長との協議を行うものとする。
- 2 事業者は、前項の規定に基づき市長との協議を行うときは、ペット霊園等事前協

議書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

3 ペット霊園等事前協議書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業概要書
- (2) 位置図
- (3) 付近の見取り図
- (4) 計画平面図(既存の物件を利用する場合には、内部構造を添付すること)
- (5) 施設配置図
- (6) 法人の登記事項証明書(事業者が法人以外である場合は、代表者の住民票の写し)
- (7) ペット霊園等の施設構造、能力その他の仕様を記載した書類
- (8) ペット霊園等の火葬設備に関する維持管理に関する書類

(協議済通知書の送付)

第5条 市長は、事業者から提出されたペット霊園等事前協議書の内容を協議し、第3条に規定する設置基準に適合していると認め、かつ、第1条の目的に照らして、修正すべき事項がないと認めるときは当該事業者に対し協議済通知書(第2号様式)を送付するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく協議の結果、修正すべき事項があるときは、必要に応じて事業計画修正指導票(第3号様式)にて当該事業者に対し指導するものとする。

(事業の届出)

第6条 事業者は、前条に規定する協議済通知書を受けた後、ペット霊園等事業(新設・変更)届(第4号様式)及び第4条第3項で提出した書類にペット霊園等を設置しようとする土地及び建物の登記事項証明書を添えて、市長に提出するものとする。

(審議結果通知書の送付)

第7条 市長は、事業者から提出されたペット霊園等事業(新設・変更)届の内容を審議し、ペット霊園等が第3条に規定する設置基準に適合していると認め、かつ、第1条の目的に照らして、修正すべき事項がないと認めるときは、審議結果通知書(第5号様式)を、事業者に送付するものとする。

2 事業者は、審議結果通知書を受けた後、ペット霊園等の法令上の手続(法令上の手続を要しない場合にあつては、次条に規定する標識の設置)を行うものとする。

(標識の設置)

第8条 事業者は、前条に規定する審議結果通知書を受けた後、速やかに、ペット霊園等の設置を予定する区域の外部から見やすい場所に、標識(第6号様式)を設置するものとする。

2 事業者は、前項の規定に基づき標識を設置したときは、速やかに、次に掲げる書

類を市長に提出するものとする。

- (1) 標識設置届(第7号様式)
- (2) 設置写真(標識の文面及び設置場所の全体像が把握できるもの)

3 第1項の規定に基づき設置された標識は、ペット霊園等の工事が完了するまで設置するものとする。

(説明会の開催等)

第9条 事業者は、前条第1項の規定に基づき標識を設置したときは、速やかに、近隣住民等に対し、ペット霊園等の設置等に関する事業計画について、説明会を開催し、当該事業計画に対する理解を十分に得るよう努めるものとする。

2 前項の説明会において説明する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者に係る事項
- (2) ペット霊園等の名称及び所在地
- (3) ペット霊園等の概要
- (4) 工事着手予定日
- (5) 工事完了予定日
- (6) ペット霊園等の維持管理の方法
- (7) 次項に規定する意見及び第5項に規定する協議の申出の方法及び申出先

3 事業者は、第1項の説明会を実施したときは近隣住民等説明会実施報告書(第8号様式)を速やかに、市長に提出するものとする。

4 近隣住民等は、第1項の規定による説明会終了後、事業者に意見を申し出ることができる。

5 事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした近隣住民等に対し、回答するものとする。

6 事業者は、前項の規定による回答をしたときは意見に対する回答実施報告書(第9号様式)を速やかに、市長に提出するものとする。

7 近隣住民等は、前項の規定による回答に不服があるときは、事業者に協議を申し出ることができる。

8 事業者は、前項の規定に基づく協議の申出を受けたときは、協議に応じるものとする。

9 前項の規定による協議をしたときは近隣住民等協議実施報告書(第10号様式)を、速やかに、市長に提出するものとする。

(工事着手)

第10条 事業者は、前条に定める説明会の開催等を終えた後、ペット霊園等の設置に係る工事に着手するものとする。なお、工事に着手しようとするときは、工事着手7日前までに、ペット霊園等工事着手届(第11号様式)を市長に提出するものとする。

(事業計画・工事の中止)

第11条 事業者は、当該事業の計画若しくは工事を中止したときは、速やかにペット霊園等事業中止届(第12号様式)を市長に提出するものとする。

(工事完了)

第12条 事業者は、第10条の規定に基づきペット霊園等工事着手届を提出した後、工事が完了したときは、速やかに、ペット霊園等工事完了届(第13号様式)に施設写真(屋内・屋外・ペット霊園等の各設備)を添えて市長に提出するものとする。

(移動火葬車の届出)

第13条 移動火葬車を使用して市内でペットの死骸を火葬する事業を営む者(以下「移動火葬車にて事業を営む者」という。)は、移動火葬車事業(新規・変更)届(第14号様式)を市長に提出するものとする。

2 移動火葬車事業(新規・変更)届には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 法人の登記事項証明書(事業者が法人以外である場合は、代表者の住民票の写し)

(2) 車検証の写し

(3) 移動火葬車に搭載されている設備構造、処理能力その他仕様を記載した書類

(4) 移動火葬車の全体写真(前部・側面・後部)

(5) 移動火葬車の整備計画書

(6) 事業概要書

3 移動火葬車の火葬設備については、第3条第8号に掲げる基準に適合するものとする。

4 移動火葬車を使用するにあたっては、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他関係法令を遵守するものとする。

5 移動火葬車にて火葬を行う場合には、その場所の周辺住民に対して、事前に周知に努めるものとする。

(届出事項の変更)

第14条 事業者が、事業開始後、第6条に掲げる事項に変更が生じるときは、当該変更に係る法令上の手続を行おうとする日(法令上の手続を要しない場合にあつては、当該変更の工事に着手しようとする日)より前に、ペット霊園等事業(新設・変更)届及び第6条に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出するものとする。

2 施設の付加を伴う変更については、第6条から第12条までの規定を準用する。

3 移動火葬車にて事業を営む者は、前条第2項に掲げる事項に変更が生じるときは、速やかに移動火葬車事業(新規・変更)届及び第13条第2項に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出するものとする。

(事業の廃止)

第15条 事業者又は移動火葬車にて事業を営む者が、ペット霊園等の事業を廃止する等、この要綱に該当しなくなったときは、速やかに事業廃止届(第15号様式)を市長に提出するものとする。

(地位の承継の届出)

第16条 事業者又は移動火葬車にて事業を営む者が、ペット霊園等の事業を譲り渡し、又は相続、合併若しくは分割があったときは、当該ペット霊園等の事業を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設置された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、速やかに、事業承継届(第16号様式)及び第6条又は第13条第2項に規定する書類のうち、当該承継に伴い変更が生じた書類を添えて市長に提出するものとする。

(報告)

第17条 市長は、事業者及び移動火葬車にて事業を営む者に対して、この要綱に定める事項の適正な履行を確認するため必要と判断した時は、関係書類の提出を求めることができる。

(改善指導)

第18条 市長は、事業者又は移動火葬車にて事業を営むものが、この要綱に定める事項を適切に履行しないときは、この要綱の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう改善指導票(第17号様式)にて指導することができる。

(ペット霊園等連絡調整会議)

第19条 この要綱の適正な実施を図るため、ペット霊園等連絡調整会議を設置する。

(委任)

第20条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。